



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

### ○ 規則

\*174 和歌山県立高等看護学院学則の一部を改正する規則 (医務課) ..... 1

### ○ 告示

718 形質変更時要届出区域の指定 (環境管理課) ..... 1

719 指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課) ..... 2

720 " ( " ) ..... 2

721 " ( " ) ..... 2

722 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課) ..... 3

### ○ 人事委員会告示

13 令和3年度和歌山県職員採用Ⅲ種試験の実施 ..... 3

## 規 則

### 和歌山県規則第174号

和歌山県立高等看護学院学則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年7月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県立高等看護学院学則の一部を改正する規則

和歌山県立高等看護学院学則(平成9年和歌山県規則第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(学生定員) 第6条 各学科の学生定員は、次のとおりとする。			(学生定員) 第6条 各学科の学生定員は、次のとおりとする。		
学 科	入学定員	総定員	学 科	入学定員	総定員
略	略	略	略	略	略
助産学科	<u>5人</u>	<u>5人</u>	助産学科	10人	10人

### 附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

## 告 示

### 和歌山県告示第718号

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、同条第2項に規定する形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和3年7月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 形質変更時要届出区域

和歌山県御坊市名田町野島字神木11番の一部、11番1の一部、11番2の一部、12番1の一部、名田町上野字高座1745番1の一部及び1745番3の一部（別図のとおり）

2 形質変更時要届出区域において、土壌の汚染状態が土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

基準	特定有害物質の種類
規則第31条第1項の基準	ふっ素及びその化合物

（別図は、省略し、その図面を和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び御坊保健所衛生環境課並びに御坊市市民福祉部環境衛生課に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第719号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和3年7月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 （薬局は除く。）	主として担当する医師 （薬剤師）の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
株式会社下里福祉	東牟婁郡那智勝浦町下里770	訪問看護	訪問看護ステーションみなと	令和 3.6.1

和歌山県告示第720号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和3年7月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 （薬局は除く。）	主として担当する医師 （薬剤師）の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
社会福祉法人みなべ町社会福祉協議会	日高郡みなべ町芝447番地2	訪問看護	みなべ町訪問看護ステーション	令和 3.7.1

和歌山県告示第721号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和3年7月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 （薬局は除く。）	主として担当する医師 （薬剤師）の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
株式会社プライマリーネット	大阪府阪南市下出346番地の1	訪問看護	プライマリーリハビリ訪問看護ステーション那賀	令和 3.6.1

## 和歌山県告示第722号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和3年7月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

栄谷2地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から11号までを順次結んだ線及び標柱1号と11号を結んだ線によって囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	地 番	備 考
1号	和歌山市		栄谷	楠ノ木	769番2	
2号	〃		〃	〃	770番	
3号	〃		〃	城谷	949番	
4号	〃		〃	〃	〃	
5号	〃		〃	〃	950番2	
6号	〃		〃	〃	950番1	
7号	〃		〃	〃	〃	
8号	〃		〃	宮ノ前	704番	
9号	〃		〃	〃	708番17	
10号	〃		〃	〃	712番8	
11号	〃		〃	楠ノ木	767番1	

## 人事委員会告示

## 和歌山県人事委員会告示第13号

令和3年度和歌山県職員採用Ⅲ種試験を次の要綱により実施する。

令和3年7月16日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

令和3年度和歌山県職員採用Ⅲ種試験要綱

## 1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員	主な職務内容
一般事務	2人程度	知事部局又は教育委員会等における事務
学校事務	23人程度	県立学校又は市町村立小中学校等における事務
警察事務	4人程度	警察本部等における事務
土木	3人程度	知事部局等における道路、河川事業等に関する施工監理等の業務

## 2 受験資格

(1) 平成9年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた人。ただし、次の人は除く。

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（短期大学を除く。）における在学期間が令

和4年3月末日現在で2年を超える人

イ 和歌山県人事委員会がアに該当する人と同等であると認める人

(2) 次のいずれかに該当する人は受験できない。

ア 日本国籍を有しない人

イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する人

3 試験日、試験地及び合格発表

	試験日	試験地	合格発表
第1次試験	令和3年9月26日（日）	和歌山市 田辺市 新宮市	令和3年10月4日（月）に和歌山県ホームページに掲載する。
第2次試験	(作文試験及び適性検査) 令和3年10月13日（水） (面接試験) 令和3年10月25日（月）から同月27日（水）までの間で指定する1日	和歌山市	令和3年11月5日（金）に和歌山県ホームページに掲載するとともに、合格者に通知する。

(注) 試験日時及び合格発表日は変更する場合がある。

4 試験の方法及び内容

(1) 土木を除く試験区分

	試験種目	配点	内容	試験時間
第1次試験	教養試験 (択一式)	1,000点	公務員として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験（50題） <出題分野> 社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈	2時間
第2次試験	作文試験	200点	文章による表現力、課題に対する理解力等についての記述試験（800字程度）	1時間
	面接試験	1,400点	人物、能力、性格等についての個別面接	
	適性検査		通常の職務遂行に必要な適性についての検査。 なお、検査結果は、面接試験の参考資料とする。	

(2) 土木

	試験種目	配点	内容	試験時間
第1次試験	教養試験 (択一式)	400点	前記(1)の教養試験と同内容	2時間
	専門試験 (択一式)	600点	専門的知識及び能力についての筆記試験（40題） <出題分野> 数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学（構造力学、水理学、土質力学）、土木構造設計、測量、社会基礎工学、土木施工等	2時間
第2次試験	作文試験	200点	前記(1)の作文試験と同内容	1時間
	面接試験	1,400点	前記(1)の面接試験と同内容	
	適性検査		前記(1)の適性検査と同内容	

(3) 試験内容等

ア 試験の内容は、高等学校卒業程度とする。

イ 第1次試験の合格者は、各試験種目の総合得点順に決定し、最終合格者は、第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点順に決定する。ただし、各試験種目には合格基準があり、一つでも基準に達しないものがある場合は、総合得点が高くても不合格となる。

5 受験手続及び受付期間

(1) 申込方法

インターネットにより、和歌山県人事委員会事務局ホームページの「職員採用情報」欄の「採用試験申込」から、「令和3年度和歌山県職員採用Ⅲ種試験」を選択し、画面上の指示に従って申し込むものとする。

なお、インターネットによる申込みができない場合は、和歌山県人事委員会事務局に問い合わせること。

(2) 受付期間

令和3年8月2日（月）午前10時から同月20日（金）午後4時までに受信したものを受け付ける。ただし、電子申請サービスの管理運営上の都合により変更する場合がある。

(3) 受験票等の交付

申込みが到達した場合は、「申請受付のお知らせ」のメールを自動送信する。その後、申込みを受理した場合は、「審査完了のお知らせ」のメールを送信する。受験票は、受付期間終了後に電子申請サービス内で発行する。受験票を発行した場合は、「通知書発行のお知らせ」のメールを送信するので、メールに記載する指示に従い受験票ファイル及び写真票ファイルをダウンロードし、A4サイズの紙面に印刷すること。「申請受付のお知らせ」のメールが届かないときは、申込みが到達していない可能性があるため、速やかに和歌山県人事委員会事務局に問い合わせること。

写真票には、氏名等を記入し、顔写真を貼ること。

試験当日は、受験票及び写真票を必ず持参すること。

なお、試験当日に写真票に顔写真が貼られていない場合は受験することができない。

6 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成する和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登載され、各任命権者からの請求により人事委員会が提示し、その中から採用者が決定される。

この試験の最終合格者は、原則として令和4年4月1日に採用される。

(2) 採用時の給料月額はおおむね154,900円（令和3年4月1日現在）で、経歴その他に応じて一定の額（例：公務員の経歴は10割換算額、民間企業の正規職員の経歴は8割換算額等）が加算される。

このほか、職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）等の定めに従い、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

7 車椅子・ルーペの使用、拡大文字・点字等による受験

一般事務、学校事務及び警察事務については、点字受験が可能であるので、希望する人は、申込時に和歌山県人事委員会事務局に申し出ること。

また、車椅子・ルーペの使用、拡大文字等による受験を希望する人も同様に申し出ること。

8 試験結果の情報提供

この試験の結果について、「和歌山県電子申請サービス」により、以下のとおり情報提供を受けることができる。

情報提供の手続は、5（3）の受験票等の交付手続と同様に、「通知書発行のお知らせ」のメールに記載する方法で試験結果情報提供ファイルを表示するものとする。

試験の種類	情報提供の対象者	内容	期間

第1次試験	第1次試験不合格者	試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目並びに第1次試験の総合得点及び総合順位	合格発表の日の翌日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午後3時から1か月間
第2次試験	第2次試験受験者	試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目、第1次試験の総合得点及び総合順位並びに第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位	

## 9 その他

この試験についての問合せ先は、次のとおりとする。

和歌山県人事委員会事務局

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3763

ファクシミリ番号 073-433-4085